

横浜市動物適正飼育推進員「募集」のご案内

横浜市では、動物の適正な飼育の推進を目的として、「横浜市動物適正飼育推進員」を委嘱しています。推進員は地域に密着した活動を行い、動物の所有者に対して必要な助言等を行うことにより、動物の飼育をめぐる問題の解決を図っています。現推進員は、公募及び本市附属機関である「人と動物との共生推進よこはま協議会」の構成団体から推薦を受けた方によって構成されています。

令和7年11月13日をもって現推進員が任期満了をむかえるため、新たに市民から公募推進員を募集します。

1 応募資格

地域における動物の適正飼育の推進に熱意と識見を有し、法令やルールを遵守するとともに、次の要件をすべて満たす方。

- (1) 満18歳以上であること。(令和7年8月31日現在)
- (2) 横浜市内に住所を有していること。
- (3) 本市が行う動物愛護管理事業に協力できること。
- (4) 原則、平日の昼間に活動ができること。

(横浜市区役所の開庁時間帯(月～金曜日の8:45～17:15)に連絡・調整等ができること)。



2 応募方法

公募推進員応募用紙に記入後、電子申請で提出してください。
電子申請が難しい場合には下記問合せ先に御連絡ください。

公募推進員問合せ先

横浜市医療局動物愛護センター 推進員公募担当

電話：045-471-2111 ファックス：045-471-2133

Eメールアドレス：ir-douai@city.yokohama.lg.jp

電子申請はこちら↓



3 応募期間

令和7年8月1日(金)から令和7年8月29日(金)まで

4 選考方法

書類選考として公募推進員応募用紙に記載されているこれまでの活動経歴・自己PR・志望動機及び作文を審査した後、面接を実施します。面接の時間については、メールにて御連絡します。選考結果は、応募者全員に通知します。

作文テーマについて

「横浜市動物適正飼育推進員と行政が連携して取組む具体的な内容についてあなたの考えを述べてください(例：ペットの問題行動に対する啓発、飼い主のいない猫の対策、災害時のペット対策、多頭飼育問題 等)。」

※裏面「6 推進員の主な活動内容」をご参照ください。

5 選考基準

動物の愛護と適正飼育に関する知識や熱意等を総合的に勘案して選考します。

6 推進員の主な活動内容

推進員は各区に担当として配置され、各区福祉保健センター生活衛生課又は医療局動物愛護センターの依頼により、次のような活動を行います。

- 動物愛護関連イベントへの参加や動物適正飼育の普及啓発活動
- 犬や猫等のしつけ方や問題行動への助言
- 飼い主のいない猫の不妊去勢手術実施のための支援
- 動物の愛護と適正な飼育の推進のために本市が行う施策への協力

※横浜市職員に準ずる職務資格は有していないため、立入り・監視指導などの権限はありません。
※活動を行ううえで、知り得た情報は、第三者に漏らしてはいけません。なお、推進員としての任を解かれた後も同様です。

7 報酬等

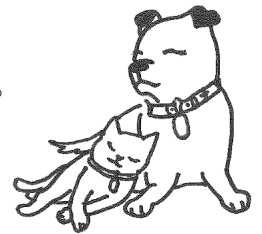
ボランティア保険に加入します。

横浜市の依頼に基づき行う活動に費用の一部を支給します（上限あり）。

8 任期

令和7年11月14日から令和10年3月31日まで

※任期は4月1日から翌々年の3月31日までですが、横浜市動物適正飼育推進員設置要綱の改正に伴い、次期委嘱に限り、令和7年11月14日から令和10年3月31日までとなります。



9 選考から委嘱までのスケジュール

9月中旬	書類選考
9月25日（木）	面接
10月中旬	選考結果 通知
11月27日（木）	委嘱式

※書類選考の結果に応じて、メール等にて面接時間（9:00～16:00の間の20分程度）を御連絡します。

* 推進員の法的根拠（参考）

● 動物の愛護及び管理に関する法律（抜粋）

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱するよう努めるものとする。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

● 横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

第21条 市長は、法第38条第1項の動物愛護推進員として、横浜市動物適正飼育推進員を委嘱する。